

建設工事等に係る最低制限価格制度実施要領

平成27年 6月 1日制定

改正 平成28年5月30日

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県道路公社が発注する工事又は製造の請負に係る入札において、最低制限価格を設ける場合に関し、建設工事等契約事務取扱実施要綱第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事等)

第2条 工事の請負（予定価格2千5百万円以上の工事の請負を除く。）又は製造の請負（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約を除く。）に係る入札においては、最低制限価格を設けるものとする。ただし、当該入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと認められるときは、最低制限価格を設けないことができるものとする。

(最低制限価格の基準)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に108分の100を乗じて得た額）に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の90を乗じて得た額とし、合計額が入札書比較価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の70を乗じて得た額とする。）から千円未満を切り捨てたものに100分の108を乗じて得た額を基準として設けるものとする。なお、算出にあたっては別表に留意するものとする。

- (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に100分の55を乗じて得た額

2 工事等の性質上前項の規定により難しいものについては、前項に規定する算出方法にかかわらず、入札書比較価格に100分の90を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の70を乗じて得た額の範囲内で適宜の額から千円未満を切り捨てた額に、100分の108を乗じて得た額とする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年6月1日から施行する。

(適用対象工事等の特例)

2 当分の間、第2条の規定の適用については、同条中「2千5百万円」とあるのは、「5千万円」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

別表

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接制作費、機器単体費、処分費、等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費、等
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費、等
一般管理費等の額	一般管理費、等